

＋ 保健

集団健診・各種検診を実施します

1 集団健診

対象 市在住で20歳以上の人

※健診当日は、必ず健康保険証を持参してください。

対象地区	健診種類	実施予定日	会場
三 角	一括	4月 2日㊥～ 4日㊦	三角防災拠点センター
	選択	4月 5日㊦～10日㊧	
豊 野	一括	4月 5日㊦～ 6日㊰	豊野防災拠点センター
	選択	4月 7日㊧～10日㊧	
小 川	一括	4月11日㊦～16日㊥	小川防災拠点センター
	選択	4月17日㊧～25日㊦	
不知火	一括	4月26日㊦～30日㊥	市保健福祉センター
	選択	5月11日㊦～15日㊧	
松 橋	一括	5月 1日㊧～10日㊦	市保健福祉センター
	選択	5月16日㊦～31日㊦	

※申し込み数に応じて、日程を変更する場合あり。

※日時・場所は変更できます。健診当日、体調不良などで受診できなかった場合はご相談ください。

健診種類

- 一括 40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者で、全項目を受診。
- 選択 希望の項目を選択。がん検診は、社会保険加入者も受診可能。

健診項目 基本(特定)健診、腹部超音波、肺がん、胃がん(バリウム)、大腸がん(便検査)、骨粗しょう症、乳がん、子宮頸がん

※各項目の対象年齢や料金などはお尋ねください。

※前立腺がん、喀痰検査、肝炎ウイルス検診は健診当日の受け付け。

※受診希望の人は、申し込みが必要です。

2 乳がん・子宮頸がん検診

項目	乳がん検診	子宮頸がん検診
対象生年月日	昭和57年4月2日	平成14年4月2日
	昭和58年4月1日	平成15年4月1日

※女性のみ、無料。

1の集団健診での受診を希望する場合はご連絡ください。

集団健診で受けなかった人には、無料クーポン券とがん検診手帳を8月頃に送付します。指定の市内医療機関で検診を受けてください。

健診全般

市保健福祉センター ☎32-7100
特定健診(国保加入者)・後期高齢者健診
医療保険課 ☎32-1417

地方税統一 QR コードで納付が可能に

対象の市税 市県民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)

納付方法

金融機関窓口

納付書に「eL-QR」が印字されたもののみ、「地方税統一 QR コード対応金融機関」で支払いが可能に。

スマートフォン決済

現在のコンビニバーコード以外に、「eL-QR」も利用できます。

地方税お支払いサイト

口座振替やクレジットカードを指定し、納付が可能に。(クレジットカード払いの手数料は自己負担)

☎ 税務課 ☎32-1402

※「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。



地方税お支払いサイト



事業者向け

令和6年3月新規学校卒業対象 求人説明会

新規高等学校卒業業者へ求人募集を希望する事業所は、この説明会に参加し、ハローワークへ求人を申し込んでください。

日時 5月19日(金)・22日(月) 13時30分

場所 市民会館シアーズホール夢ホール(熊本市中央区)

申込方法 熊本労働局ホームページで4月上旬に発表

☎ ハローワーク宇城 ☎32-8609

相談

不動産賃貸借トラブル なんでも相談会

司法書士が、発生したトラブルの相談に応じます。

日時 4月15日(土) 10時～16時

電話相談(当日のみの専用番号)
☎096(364)0800

面談場所 熊本県民交流館パレア(熊本市中央区)

※問い合わせ先に要電話予約
☎ 司法書士 上嶋 ☎0968(69)0180

税・料金

市税の納期限

市外・法人固定1期
5月1日(月)
☎ 債権管理課
☎32-1497

自己所有の土地家屋など 縦覧・閲覧できます

● 土地・家屋価格などの縦覧とは

納税者が、所有する土地家屋の評価額が適正・公平かを帳簿に記載されている他の土地・家屋の評価額と比較できます。

対象 土地や家屋の納税者(納税管理人など含む)、委任状持参の代理人

縦覧期間 4月3日(月)～6月30日(金)

● 閲覧とは

納税義務者が所有する資産の固定資産課税台帳(評価額・課税標準額)を閲覧できます。

対象 縦覧対象者、借地借家人
閲覧期間 通年

会計窓口の指定金融機関 の派出が変わります

各支所会計窓口の指定金融機関職員の派出が廃止になり、本庁舎でも次のように変更になります。

変更日 4月3日(月)

派出時間 9時～12時、13時～15時
税金・各種料金の支払いは、便利な口座振替やコンビニ納付、スマホアプリ決済なども利用してください。

納付方法は、各担当課までお問い合わせください。

☎ 会計課 ☎(32)1368

縦覧料 300円
(縦覧期間は無料)
市 HP
☎ 税務課 ☎(32)1487



狂犬病予防集合注射を実施します



犬の登録と年1回の狂犬病予防注射(4～6月)は飼主の義務です。

狂犬病予防注射

● 実施日

松橋町	18日㊦・20日㊰	三角町	27日㊰
不知火町	21日㊧	豊野町	28日㊧
小川町	25日㊦	※4月のみ実施します。	

● 必要なもの

- 畜犬登録・注射票兼申請書
- 料金 登録している犬 3,300円/頭
新規登録する犬 6,300円/頭
※支払いは、現金のみ。
※すでに他の市町村で登録がある場合は事前に市の窓口で変更届が必要です。

● 予防注射の接種期間

生後初めての注射

生後90日を過ぎた日から30日以内

翌年度以降の注射

毎年4月1日から6月30日の間

市 HP



☎ 衛生環境課
☎32-1598

● 集合注射で接種しない場合は

- 必ず動物病院で狂犬病の予防注射を受けてください。
- 動物病院で発行された注射済証を市の窓口
に持参し、注射済票(500円/頭)の交付を受けてください。

※料金は動物病院で確認してください。

予防接種ができないときは

犬の体調などやむを得ない理由で接種できないと獣医師が判断したときは、当課まで連絡してください。

手続き

● 届け出が必要な場合

- 犬を飼いだめた
- 犬が死亡した
- 犬の所在地や飼主が変わった